

北上市重点振興作物強化事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、北上市で栽培する重点振興作物（アスパラガス、二子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、トマト（ミニトマトを含む）、きゅうり）の園芸産地力の強化及び維持のため、重点振興作物の作付を推進する花巻農業協同組合に対し、当該事業に要する経費を、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2 補助金の交付対象者及び対象作物は、次の各号のとおりとする。

(1) 交付対象者

- ア 対象作物を300平方メートル（せりにあつては100平方メートル）以上、新規栽培または農地面積の拡大を図る生産者及びそれら生産者の組織する団体
- イ アのほか既に対象作物を300平方メートル（せりにあつては100平方メートル）以上作付している者で、機械又は設備の導入により経営維持を図る生産者及びそれら生産者の組織する団体

(2) 対象作物

- アスパラガス、二子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、トマト（ミニトマトを含む）、きゅうり

(補助対象経費等)

第3 補助対象経費、種別及び補助金額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費は、補助申請年度の栽培に充てるため購入するものに限る。
- 3 補助金交付の対象となる事業は、申請のあった日の属する会計年度の3月末までに終了するものとする。

(事業実施期間)

第4 事業実施期間は、平成31年4月1日から令和7年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象者	補助対象経費	種別	補助金額
第2第1号ア に定める者	栽培用資材費	種苗、支柱、鉢、ネット、 ロープ、マルチ	補助対象経費の合計額 の4分の1以内の額
	土壌用費	肥料、土壌改良資材、堆 肥、農薬、土壌精密検査費	
第2第1号イ に定める者	機械導入費	畝立て及びマルチ用機械、 育苗用機械、植付用機械、 防除用機械、収穫用機械、 出荷調製用機械	補助対象経費の合計額 の4分の1以内の額と し、その上限額は20万 円とする。
	設備導入費	灌水装置、制御装置、ハウ ス部材	

備考1 種別と同じ機能を有すると市長が認める種別を含む。

2 1,000円未満の端数は、切り捨てる。